戸田市 災害廃棄物処理計画

資料編

目 次

資	料 1	災害廃棄物発生量及び必要処理能力等の推計	1
1	生活	iごみ、避難所ごみ	1
2	し尿り	: 似集必要量	3
		トイレ必要基数	
4	災害	'廃棄物	6
資	料 2	既存一般廃棄物施設の処理能力(焼却処理施設・破砕・選別施	設) …13
		処理施設	
2	破砕	・選別施設(参考)	17
資	料 3	災害廃棄物の処理フロー	20
1	東京	- 湾北部地震の災害廃棄物の処理フロー	20
2	関東-	平野北西縁断層帯地震の災害廃棄物の処理フロー	21
3	荒川	氾濫による外水氾濫の災害廃棄物の処理フロー	22
資	料 4	仮置場必要面積の推計	24
資	料 5	用語集	25

資料 1 災害廃棄物発生量及び必要処理能力等の推計

1 生活ごみ、避難所ごみ

推計方法

生活ごみ・避難所におけるごみの発生量は、「災害廃棄物対策指針(改定版)(平成30年3月)」 (以下「環境省の指針」という。)で示された方法に基づき、非避難者数・避難者数に各発生原単位を乗じて推計した。

「埼玉県地震被害想定調査報告書(平成26年3月)」(以下「被害想定調査」という。)では、発生1日後、1週間後の時期別の避難者数が示されているため、各時期別に推計した。発生原単位には、「一般廃棄物処理実態調査結果」の令和元年実績より、戸田市の1人1日当たりのごみ排出量を用いた。

表 1-1 生活ごみ及び避難所ごみ発生量の推計方法

表 1-2 平時の 1人 1日あたりのごみ排出量

「生活系ごみ」の量を使用 表 1-2

1 人 1 日あたりのごみ排出量(g/人·日)				
生活系ごみ 事業系ごみ 合計				
590	303	893		

出典:「一般廃棄物処理実態調査(令和元年度)」(環境省、令和3年4月)

推計結果

前述の推計方法に基づき算定した生活ごみ・避難所ごみの発生量を表 1-3、表 1-4 に示す。非避 難者数は 1 日後約 14 万人、避難者数は 1 週間後約 1 万人であり、その際の生活ごみ発生量は 124,867kg/日、避難所ごみ発生量は 6,107kg/日と推計される。

表 1-3 生活ごみ発生量の推計結果

		対象地震		
項目		東京湾北部地震	関東平野北西縁 断層帯地震	
非避難者数(人)	1 日後	131,865	140,311	
TF. 世無 白 奴 (人)	1 週間後	130,459	140,311	
生活ごみ発生量	1 日後	118	125	
(t/日)	1 週間後	117	125	

表 1-4 避難所ごみ発生量の推計結果

		対象地震			
項目		東京湾北部地震	関東平野北西縁 断層帯地震		
避難者数(人)	1 日後	8,939	556		
四無有奴(人)	1 週間後	10,345	556		
避難所ごみ発生量	1 日後	5	0.3		
(t/日)	1 週間後	6	0.3		

2 し尿収集必要量

推計方法

し尿収集必要量は、本計画の想定災害の避難者数から、環境省の指針に示された方法に基づいて推計した。

各地震の被害想定調査では、発生 1 日後、1 週間後の時期別の避難者数が示されているため、 各時期別に推計した。

表 1-5 し尿収集必要量の推計方法

区分	推計方法
	災害時のし尿発生量
し尿収集必要量	= 災害時におけるし尿収集必要人数 x 1 人 1 日平均排出量 1
	1:「災害廃棄物対策指針(改定版)」(環境省、平成 30 年 3 月) 【技 14-3】
災害時におけるし尿収集必要	災害時におけるし尿収集必要人数
人数	= 仮設トイレ必要人数 + 非水洗化区域し尿収集人口
仮設トイレ必要人数	仮設トイレ必要人数
	= 避難者数 1 + 断水による仮設トイレ必要人数 2
	1:「埼玉県地震被害想定調査報告書」(平成 26 年) 2:{水洗化人口 ³-避難者数 ¹×(水洗化人口 ³/総人口 ³)}×上 水道支障率 ¹×1/2
	3:環境省「一般廃棄物処理実態調査(令和元年度)」
非水洗化区域し尿収	非水洗化区域し尿収集人口
集人口	= 汲取人口 ¹ - 避難者数 ² × (汲取人口 ¹ /総人口 ¹)
	1:環境省「一般廃棄物処理実態調査(令和元年度)」
	2:「埼玉県地震被害想定調査報告書」(平成 26 年)

推計結果

し尿の収集必要量は、災害時におけるし尿収集必要人数に発生原単位を乗じて推計した。各対 象災害におけるし尿発生量は表 1-6 のとおりである。

表 1-6 し尿収集必要量の推計結果

		対象地震		
項目		東京湾北部地震	関東平野北西縁 断層帯地震	
避難者数(人)	1 日後	8,939	556	
世無有效(人)	1 週間後	10,345	556	
水洗化人口(人)		140,	138	
汲取人口(非水洗化人口)(人	人)		190	
総人口(人)		140,328		
上水道支障率		18.6%	0.0%	
断水による仮設トイレ	1 日後	12,203	0	
必要人数(人)	1 週間後	12,072	0	
仮設トイレ	1 日後	21,142	556	
必要人数(人)	1 週間後	22,417	556	
非水洗化区域	1 日後	178	189	
し尿収集人口(人) 1 週間後		176	189	
1人1日平均排出量(L/人·日)		1.	7	
し尿収集必要量(L/日)	1 日後	36,243	1,267	
□冰状未必女里(□/□)	1 週間後	38,408	1,267	

四捨五入により、結果の値が合わない場合がある。

3 仮設トイレ必要基数

推計方法

仮設トイレ必要基数は、環境省の指針に基づき推計した。

表 1-7 仮設トイレ必要設置数の推計方法

項目	推計方法
/らきハレノレル 西きル実物	仮設トイレ必要設置数(基)
仮設トイレ必要設置数 	= 仮設トイレ必要人数/仮設トイレ設置目安
	仮設トイレ必要人数(人)
 仮設トイレ必要人数	= 避難者数 1 + 断水による仮設トイレ必要人数 2
IXIXT TV25QXXX	1:「埼玉県地震被害想定調査報告書」(平成 26 年) 2∶表 1-6 参照
	仮設トイレ設置目安(人/基)
	= 仮設トイレの容量 3/し尿の1人1日平均排出量 4/収集計画 5
仮設トイレ設置目安	3:400L 4:1.7L/人·日 5:3 日に 1 回の収集 出典:「災害廃棄物対策指針(改定版)」(環境省、平成 30 年 3 月)【技 14-3】

推計結果

仮設トイレ必要基数の推計結果は、表 1-8 のとおりである。

表 1-8 仮設トイレ必要基数の推計結果

		対象地震		
項目		東京湾北部地震	関東平野北西縁 断層帯地震	
仮設トイレ設置目安(人/基)		78	3.4	
:吨数→*h/↓\	1 日後	8,939	556	
避難者数(人) 	1 週間後	10,345	556	
断水による仮設トイレ	1 日後	12,203	0	
必要人数(人)	1 週間後	12,072	0	
/らきひしてしか。西 1 米セ/ 1)	1 日後	21,142	556	
仮設トイレ必要人数(人) 	1 週間後	22,417	556	
/らきひしくし.必亜甘粉/甘\	1 日後	270	7	
仮設トイレ必要基数(基)	1 週間後	286	7	

4 災害廃棄物

地震災害

推計方法

地震災害により発生する災害廃棄物の発生量は環境省の指針に示される方法で推計を行った。 具体的な推計方法は表1-9に示す。

また、処理・処分を検討する上では、廃棄物の特性に応じた細分化が必要であるため、環境省の指針に示される割合で、種類別の災害廃棄物等の発生量を推計した(表1-10)。

なお、組成割合は海溝型地震については「東日本大震災(岩手県、宮城県)における災害廃棄物の組成」、内陸直下型地震について「平成28年熊本地震モデル解体における災害廃棄物の組成」がそれぞれ示されている。この2つの組成率は、津波被害の有無が影響しているが、本市において津波による被害は想定されないため、表1-11に示す「平成28年熊本地震モデル解体における災害廃棄物の組成」を使用し推計した。

表 1-9 災害廃棄物発生量の推計方法(地震災害)

(10 人口的未得为工工的证明为为(100人口)					
区分	種類	推計方法			
	柱角材	発生量 = 建物被害棟数 ¹ (棟)			
	可燃物	× 1 棟あたりの発生原単位 ² (t/棟)			
"中京在 物	不燃物	×組成割合 ³ (%)			
災害廃棄物	コンクリートがら	1:「埼玉県地震被害想定調査 報告書」(平成 26 年 3 月) 2:「災害廃棄物対策指針(改定版)」(環境省、平成 30 年 3 月)【技			
	金属〈ず	14-2】 表 1-10 3:「災害廃棄物対策指針(改定版)」(環境省、平成 30 年 3 月)【技			
	その他	14-2] 表 1-11			

表 1-10 災害廃棄物の発生原単位(地震災害)

被害区分	発生原単位	備考		
全壊	117t/棟	・東日本大震災における岩手県及び宮城県の損壊家屋棟数(消防庁被害報) ・東日本大震災における岩手県及び宮城県の災害廃棄物処理量岩手県:「災害廃棄物処理詳細計画(第二次改訂版)」 (岩手県、2013.5) 宮城県:「災害廃棄物処理実行計画(最終版)」 (宮城県、2013.4)		
半壊	23t/棟	・同上(半壊の発生原単位は「全壊の 20%」に設定)		
床上浸水	4.6t/世帯	・既往研究成果をもとに設定 「水害時における行政の初動対応から見た災害廃棄物発生量の推 定手法に関する研究」(平山・河田, 2005)		
床下浸水 0.62t/世帯		·同上		
火災(木造)	77t/棟	・火災減量率を 34%として算出		
火災(非木造) 98t/棟		・火災減量率を 16%として算出		

出典:「災害廃棄物対策指針(改定版)」(環境省、平成30年3月)【技14-2】p.9 表1-1及びp.15

表 1-11 災害廃棄物の種類別の割合(地震災害)

種類	木造		非才	た造
柱角材	18%	1006	0%	2%
可燃物	1%	19% -	2%	290
不燃物	26%	0404	0%	
コンクリートがら	51%		93%	98%
金属〈ず	1%	81%	3%	96%
その他	3%		2%	
合計	100%	100%	100%	100%

出典:「災害廃棄物対策指針(改定版)」(環境省、平成30年3月)【技14-2】p.17 表8

推計結果

合計

「東京湾北部地震」から発生する災害廃棄物量の推計結果を表1-12、13に、「関東平野北西縁断層帯地震」から発生する災害廃棄物量の推計結果を表1-14、15にそれぞれ示す。

非木造 単位 火砕焼失 全壊 半壊 全壊 半壊 棟 被害棟数 217 452 18 892 2,157 発生原単位 t/棟 117 23 117 23 77 104,364 49,611 25,389 10,396 災害廃棄物量 t 1,390 153,975 35,785

191,150

表 1-12 災害廃棄物量推計結果(東京湾北部地震)

表 1-13 災害廃棄物種類別発生量推計結果(東京湾北部地震)

種類	組成率		災害廃棄物量(t)		
个里 天只	木造	非木造	木造	非木造	合計
柱角材	18.0%	0.0%	27,966	0	27,966
可燃物	1.0%	2.0%	1,554	716	2,269
不燃物	26.0%	0.0%	40,395	0	40,395
コンクリートがら	51.0%	93.0%	79,236	33,280	112,516
金属〈ず	1.0%	3.0%	1,554	1,074	2,627
その他	3.0%	2.0%	4,661	716	5,377
合計	100.0%	100.0%	155,365	35,785	191,150

四捨五入により、合計の値が合わない場合がある。

t

表 1-14 災害廃棄物量推計結果(関東平野北西縁断層帯地震)

項目	単位	木造		非オ	火砕焼失	
坦	十四	全壊	半壊	全壊	半壊	人們稅大
被害棟数	棟	36	201	21	54	0
発生原単位	t/棟	117	23	117	23	77
災害廃棄物量	4	4,212	4,623	2,457	1,242	0
火古冼朱彻里	l		8,835		3,699	U
合計	t					12,534

表 1-15 災害廃棄物種類別発生量推計結果 (関東平野北西縁断層帯地震)

種類	組足	艾率	災害廃棄物量(t)		
1至大只	木造	非木造	木造	非木造	合計
柱角材	18.0%	0.0%	1,590	0	1,590
可燃物	1.0%	2.0%	88	74	162
不燃物	26.0%	0.0%	2,297	0	2,297
コンクリートがら	51.0%	93.0%	4,506	3,440	7,946
金属〈ず	1.0%	3.0%	88	111	199
その他	3.0%	2.0%	265	74	339
合計	100.0%	100.0%	8,835	3,699	12,534

四捨五入により、合計の値が合わない場合がある。

風水害

推計方法

風水害による建物被害から発生する解体廃棄物の発生量は、「荒川水系荒川洪水浸水想定区域図」(想定最大規模)(荒川上流河川事務所、平成30年9月)(以下「浸水想定区域図」という。)をもとに建物被害棟数及び世帯数を整理し、環境省の指針に示される発生原単位を使って発生量を推計した。

建物被害は浸水想定区域図より、床上浸水と床下浸水の2種類に区分した。また、処理・処分を検討する上では、廃棄物の特性に応じた細分化が必要であるため、環境省の指針に示される割合で、種類ごとの災害廃棄物の発生量を推計した。組成割合は、「平成27年9月関東・東北豪雨」の種類別割合を使用し推計した。

なお、発生原単位が世帯数あたりの発生量であるため、被害数量は棟数から世帯数に変換した。これは、より災害廃棄物発生量推計の精度を向上させるため、図1-1に示すとおり250mメッシュごとの棟数と世帯数の関係から、該当するメッシュにおける建物 1 棟当たりの平均的な世帯数を算出した。

区分 種類 推計方法 柱角材 災害廃棄物の発生量(t) = 可燃物 床上浸水世帯数(世帯)×発生原単位(t/世帯) ¹ ×組成割合 2(%) 不燃物 + 床下浸水世帯数(世帯)×発生原単位(t/世帯) ¹ 災害 コンクリートがら 廃棄物 1:「災害廃棄物対策指針(改定版)」(環境省、平成30年3月)【技14-2】 金属(ず 表 1-10 その他 2:「災害廃棄物対策指針(改定版)」(環境省、平成30年3月)【技14-2】 表 1-18 十砂

表 1-16 災害廃棄物発生量の推計方法

表 1-17 災害廃棄物の発生原単位

被害区分	発生原単位
床上浸水	4.6t/世帯
床下浸水	0.62t/世帯

出典:「災害廃棄物対策指針(改定版)」(環境省、平成30年3月)【技14-2】p.9 表1-1

表 1-18 災害廃棄物の種類別の割合(風水害)

種 類	平成 27 年 9 月関東·東北豪雨
柱角材	2.1%
可燃物	4.4%
不燃物	70.5%
コンクリートがら	9.9%
金属	0.6%
その他	0.6%
土砂	12.0%
合計	100%

出典:「災害廃棄物対策指針(改定版)」(環境省、平成30年3月)【技14-2】p.17 表7

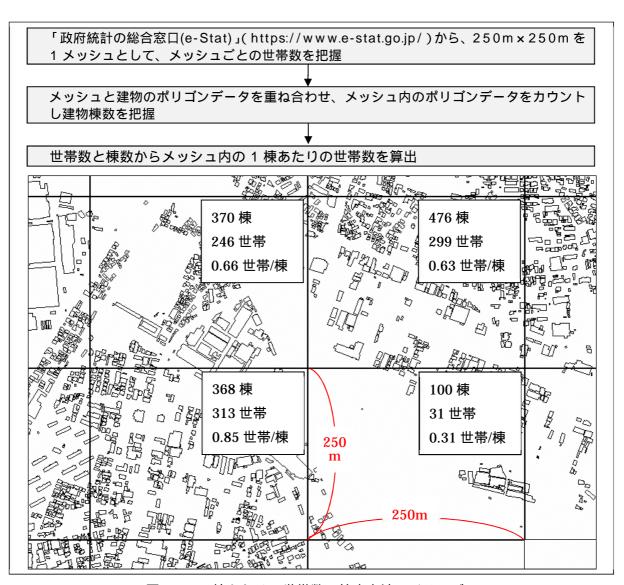


図 1-1 1 棟あたりの世帯数の算出方法 (イメージ)

【浸水想定区域図による建物被害棟数の設定方法】

浸水想定区域図より浸水区域内の浸水深別に建物被害を想定した。

なお、床下は 0.5m と想定した。

図 1-2 より判定基準を設定し、床上浸水、床下浸水の建物棟数を整理した。本計画は浸水想定区域図の予想される浸水深から建物被害棟数を算出するための基準を表 1-19 に示す。



図 1-2 戸田市における浸水想定区域図

出典:「戸田市ハザードブック」(令和3年4月)p.14

表 1-19 被害判定基準表

被害区分判定基準	建物被害	
0.5m 以上	床上浸水	
0.5m 以下	床下浸水	

推計結果

「荒川氾濫による外水氾濫」から発生する災害廃棄物量の推計結果を表 1-20、21 にそれぞれ示す。

表 1-20 災害廃棄物量推計結果 (荒川氾濫による外水氾濫)

	単位	床上浸水	床下浸水
被害棟数	棟	30,730	14
世帯数	世帯	75,049	8
発生原単位		4.6t/世帯	0.62t/世帯
災害廃棄物量	t	345,225	5
合計	t		345,230

表 1-21 災害廃棄物種類別発生量推計結果(荒川氾濫による外水氾濫)

種類	組成率	災害廃棄物量(t)
柱角材	2.1%	7,152
可燃物	4.4%	15,069
不燃物	70.5%	243,469
コンクリートがら	9.9%	34,153
金属〈ず	0.6%	2,109
その他	0.6%	2,004
土砂	12.0%	41,273
合計	100.0%	345,230

四捨五入により、合計の値が合わない場合がある。

資料 2 既存一般廃棄物施設の処理能力 (焼却処理施設・破砕・選別施設)

1 焼却処理施設

基本方式

推計方法

基本方式については、平時の処理施設の年間処理量の実績に対する災害廃棄物等処理量の分担率を設定することで災害廃棄物等の処理可能量を推計する。焼却処理施設の処理可能量のイメージを図 2-1 に示す。試算シナリオの設定を表 2-1 に示す。

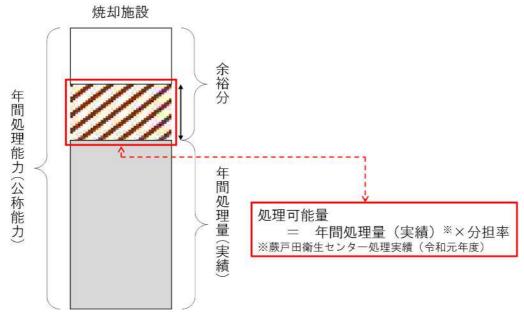


図 2-1 焼却処理施設、破砕・選別施設の処理可能量のイメージ(基本方式) 出典:「災害廃棄物対策指針(改定版)」(環境省、平成30年3月)【技14-4】p.2 をもとに作成

表 2-1 試算シナリオ (制約条件)の設定 (焼却処理施設)

項目	低位シナリオ	中位シナリオ	高位シナリオ
稼働年数	20 年超の施設を除外	30 年超の施設を除外	制約なし
加丽纶力(八轮纶力)	100t/日未満の	50t/日未満の	30t/日未満の
処理能力(公称能力) 	施設を除外	施設を除外	施設を除外
処理能力(公称能力)に	20%未満の施設	10%未満の施設	## <i>\\</i> /1 + >
対する余裕分の割合	を除外	を除外	制約なし
年間処理量(実績)に	見十四 50/	見十万 400/	見十四 200/
対する分担率	最大で 5%	最大で 10% 	最大で 20%

処理能力に対する余裕分が0またはシナリオ条件を満たしていないの場合は受入対象から除外する。

出典:「災害廃棄物対策指針(改定版)」(環境省、平成30年3月)【技14-4】p.4

蕨戸田衛生センターは蕨市と戸田市の一般廃棄物を処理している。災害時においても、2 市の 災害廃棄物処理を担うことを想定し、蕨戸田衛生センター処理実績(令和元年度)により按分す ることとした(表 2-2)。

表 2-2 2 市の搬入量割合

	搬入量			
戸田市	42,472.68 t	68 %		
蕨市	19,928.62 t	32 %		
合計	62,401.30 t	100 %		

推計結果

基本方式で推計した処理可能量を表 2-3 に示す。基本方式におけるごみ焼却施設 3 年間の処理量は、最大 20,632t と推計された。

なお、ごみ焼却施設は稼働年数が 20 年を超えているため、低位シナリオについては対象から除外とした。

表 2-3 焼却処理施設の処理可能量の推計結果(基本方式)

施設名	年間処理実績 (t/年度)	シナリオ	分担率	処理可能量 (t/年)	処理可能量 (t/2.7 年)	処理可能量 (t/2.7 年) (按分後)
ディルヰ+⊓+/⊏≐八	FC 126	中位	10%	5,614	15,157	10,316
ごみ焼却施設 	56,136	高位	20%	11,227	30,313	20,632

処理期間が 3 年を要する大規模災害では、体制整備や既存施設の機能回復等で概ね 4 ヶ月を要するものとし、実際の稼働期間は 2.7 年とした。

四捨五入により、結果の値が合わない場合がある。

公称能力を最大活用方式

推計方法

公称能力を最大活用方式については、焼却処理施設の処理能力を最大限活用することを前提として、処理能力から平時のごみ処理量を差し引いた余りを災害廃棄物処理可能量とした。処理可能量のイメージを図 2-2 に示す。

なお、この方法では処理可能量を過大評価する可能性が高くなるため、地域の事情や施設の稼働状況等を考慮して慎重に設定する必要がある。

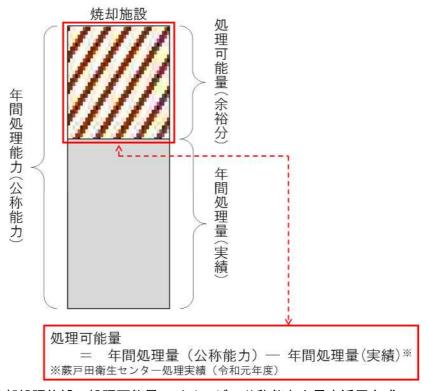


図 2-2 焼却処理施設の処理可能量のイメージ(公称能力を最大活用方式)

蕨戸田衛生センターは蕨市と戸田市の一般廃棄物を処理している。災害時においても、2 市の 災害廃棄物処理を担うことを想定し、蕨戸田衛生センター処理実績(令和元年度)により按分す ることとした(表 2-2)。

推計結果

公称能力を最大活用方式で推計した処理可能量を表 2-4 に示す。公称能力を最大活用方式におけるごみ処理施設の3年間の処理量は、最大で50,655tと推計された。

表 2-4 焼却処理施設の処理可能量の推計結果(公称能力を最大活用方式)

施設名	年間処理能力 (t/年度)	年間処理実績 (t/年度)	処理可能量 (t/年)	処理可能量 (t/2.7 年)	処理可能量 (t/2.7 年) (按分後)
ごみ焼却施設	83,700	56,136	27,564	74,423	50,655

処理期間が 3 年を要する大規模災害では、体制整備や既存施設の機能回復等で概ね 4 ヶ月を要するものとし、実際の稼働期間は 2.7 年とした。

四捨五入により、結果の値が合わない場合がある。

2 破砕・選別施設(参考)

既存の破砕・選別施設において、混合廃棄物となった状態の災害廃棄物の受入れ処理がどの程 度実際に利用可能かは不明である。蕨戸田衛生センター組合では、粗大ごみ処理施設を有してお り、参考として破砕・選別の処理可能量を推計した。

基本方式

推計方法

基本方式については、平時の処理施設について、年間処理量の実績に対する災害廃棄物等処理量の分担率を設定することで災害廃棄物等の処理可能量を推計する。破砕・選別施設の処理可能量のイメージを図 2-3 に示す。試算シナリオの設定を表 2-5 に示す。

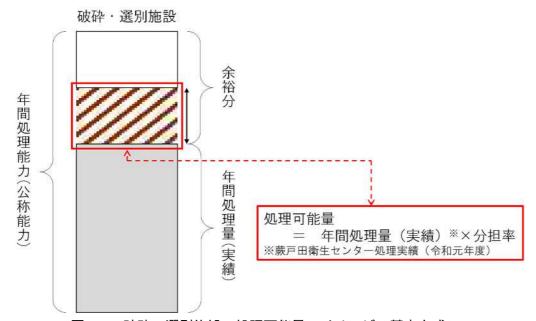


図 2-3 破砕・選別施設の処理可能量のイメージ(基本方式)

出典:「災害廃棄物対策指針(改定版)」(環境省、平成30年3月)【技14-4】p.2 をもとに作成

表 2-5 試算シナリオの設定(破砕・選別施設)

項目	低位シナリオ	中位シナリオ	高位シナリオ	
稼働年数	20 年超の施設を除外	30 年超の施設を除外	制約なし	
	50t/日未満の	30t/日未満の	10t/日未満の	
加丽松力(八轮松力)	施設を除外	施設を除外	施設を除外	
処理能力(公称能力) 	(全施設の約 70%	(全施設の約 50%	(全施設の約 20%	
	を除外)	を除外)	を除外)	
処理能力(公称能力)	20%未満の施設	10%未満の施設	制約なし	
に対する余裕分の割合	を除外	を除外	中ゴギブタ 〇	
年間処理量(実績)	最大で 5%	早十で 100%	早十で 200%	
に対する分担率	取入じ3%	最大で 10%	最大で 20% 	

処理能力に対する余裕分が0またはシナリオ条件を満たしていないの場合は受入対象から除外する。

出典:「災害廃棄物対策指針(改定版)」(環境省、平成30年3月)【技14-4】p.6

表 2-6 破砕・選別施設の処理可能量の推計結果(基本方式)

施設名	年間処理実績 (t/年度)	シナリオ	分担率	処理可能量 (t/年)	処理可能量 (t/2.7 年)
粗大ごみ	2,475	中位	10%	247	668
処理施設		高位	20%	495	1,336

処理期間が 3 年を要する大規模災害では、体制整備や既存施設の機能回復等で概ね 4 ヶ月を要するものとし、実際の稼働期間は 2.7 年とした。

四捨五入により、結果の値が合わない場合がある。

公称能力を最大活用方式

推計方法

公称能力を最大活用方式については、破砕・選別施設の処理能力を最大限活用することを前提 として、処理能力から平時のごみ処理量を差し引いた余りを災害廃棄物処理可能量とした。処理 可能量のイメージを図 2-4 に示す。

なお、この方法では処理可能量を過大評価する可能性が高くなるため、市内の事情や施設の稼働状況等を考慮して慎重に設定する必要がある。

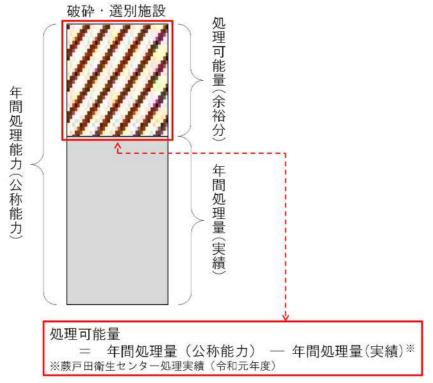


図 2-4 破砕・選別施設の処理可能量のイメージ(公称能力を最大活用方式)

出典:「災害廃棄物対策指針(改定版)」(環境省、平成30年3月)【技14-4】p.2 をもとに作成

推計結果

表 2-7 破砕・選別施設の処理可能量の推計結果(公称能力を最大活用方式)

施設名	年間処理能力	年間処理実績	処理可能量	処理可能量
	(t/年度)	(t/年度)	(t/年)	(t/2.7 年)
粗大ごみ 処理施設	9,300	2,245	6,825	18,428

処理期間が 3 年を要する大規模災害では、体制整備や既存施設の機能回復等で概ね 4 ヶ月を要するものとし、実際の稼働期間は 2.7 年とした。

資料 3 災害廃棄物の処理フロー

1 東京湾北部地震の災害廃棄物の処理フロー

発生量推計に対して基本方式の中位、高位及び公称能力を最大活用方式のいずれにおいても、 処理フローの数値は同じとなった。

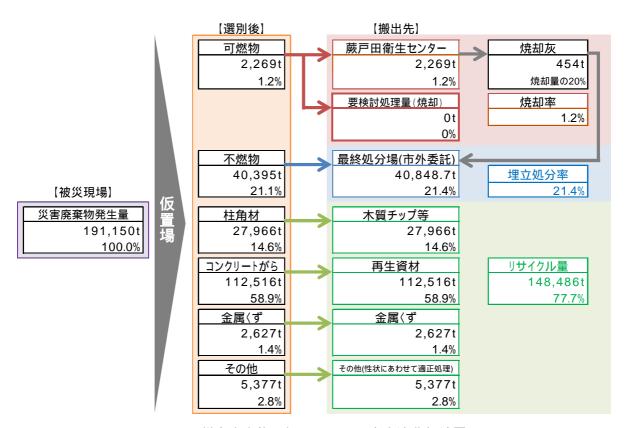


図 3-1 災害廃棄物の処理フロー(東京湾北部地震) (基本方式・中位、高位、公称能力最大活用方式)

表 3-1 災害廃棄物の搬出先 (東京湾北部地震)

(基本方式・中位、高位、公称能力最大活用方式)

選別後の組成	発生量	搬出先
可燃物	2,269 t	全量蕨戸田衛生センターの焼却施設で処理を行う
不燃物	40,395 t	焼却灰を含めて、平時の委託先民間処理施設で処分する
柱角材	27,966 t	全量を製紙原料、パーティクルボード用原料、燃料用木質チッ
作用物	27,9001	プ等として活用
コンクリートがら	112 ,516t	全量を道路路盤材や再生骨材等として活用
金属〈ず	2,627 t	全量を金属としてリサイクル
その他	5,377 t	実際の状況に応じて、再検討する(リサイクル又は最終処分)。

2 関東平野北西縁断層帯地震の災害廃棄物の処理フロー

発生量推計に対して基本方式の中位、高位及び公称能力を最大活用方式のいずれにおいても、 処理フローの数値は同じとなった。

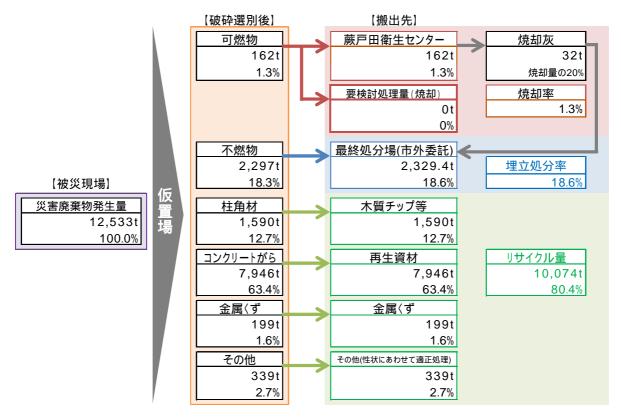


図 3-2 災害廃棄物の処理フロー(関東平野北西縁断層帯地震) (基本方式・中位、高位、公称能力最大活用方式)

表 3-2 災害廃棄物の搬出先 (関東平野北西縁断層帯地震)

(基本方式・中位、高位、公称能力最大活用方式)

選別後の組成	発生量	搬出先
可燃物	162 t	全量蕨戸田衛生センターの焼却施設で処理を行う
不燃物	2,297 t	焼却灰を含めて、平時の委託先民間処理施設で処分する
柱角材	1,590t	全量を製紙原料、パーティクルボード用原料、燃料用木質チップ等として活用
コンクリートがら	7 ,946t	全量を道路路盤材や再生骨材等として活用
金属〈ず	199 t	全量を金属としてリサイクル
その他	339 t	実際の状況に応じて、再検討する(リサイクル又は最終処分)。

3 荒川氾濫による外水氾濫の災害廃棄物の処理フロー

(1)基本方式・中位

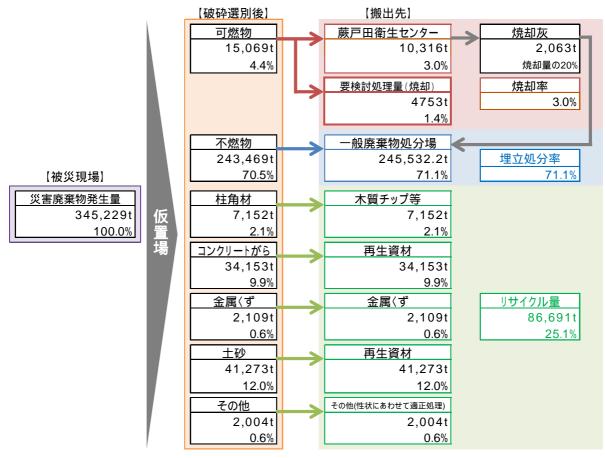


図 3-3 災害廃棄物の処理フロー (荒川氾濫による外水氾濫)(基本方式・中位)

表 3-3 災害廃棄物の搬出先 (荒川氾濫による外水氾濫)(基本方式・中位)

選別後の組成	発生量	搬出先
可燃物	15,069 t	全量蕨戸田衛生センターの焼却施設で 10,316tを処理する が、2,063tは要検討処理量となる。
不燃物	243,469 t	焼却灰を含めて、平時の委託先民間処理施設で処分する
71,7%(15)	243,4031	
柱角材	7,152 t	全量を製紙原料、パーティクルボード用原料、燃料用木質チッ
		プ等として活用
コンクリートがら	34,153 t	全量を道路路盤材や再生骨材等として活用
金属〈ず	2 , 109 t	全量を金属としてリサイクル
土砂	41,273 t	全量を再生土砂等として活用
その他	2,004t	実際の状況に応じて、再検討する(リサイクル又は最終処分)。

(2)基本方式・高位、公称能力を最大活用方式

発生量推計に対して基本方式の高位及び公称能力を最大活用方式のいずれにおいても、処理フローの数値は同じとなった。

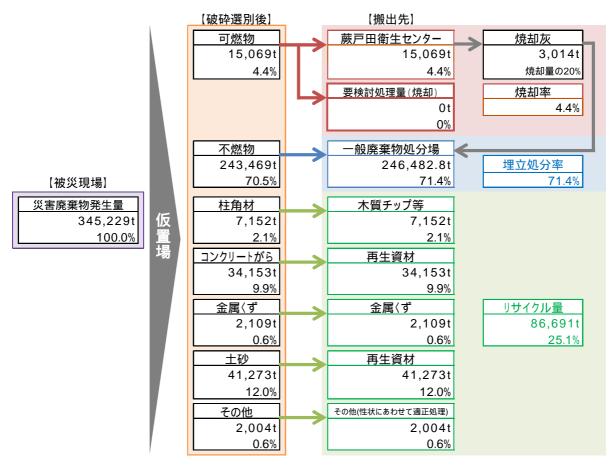


図 3-4 災害廃棄物の処理フロー(荒川氾濫による外水氾濫) (基本方式・高位、公称能力を最大活用方式)

表 3-4 災害廃棄物の搬出先 (荒川氾濫による外水氾濫)

(基本方式・高位、公称能力を最大活用方式)

選別後の組成	発生量	搬出先
可燃物	15 ,069t	全量蕨戸田衛生センターの焼却施設で処理を行う
不燃物	243,469 t	焼却灰を含めて、平時の委託先民間処理施設で処分する
柱角材	7,152 t	全量を製紙原料、パーティクルボード用原料、燃料用木質チップ等として活用
コンクリートがら	34 , 153 t	全量を道路路盤材や再生骨材等として活用
金属〈ず	2 , 109 t	全量を金属としてリサイクル
土砂	41,273 t	全量を再生土砂等として活用
その他	2 ,00 4 t	実際の状況に応じて、再検討する(リサイクル又は最終処分)。

資料 4 仮置場必要面積の推計

推計方法

仮置場必要面積は、環境省の指針に基づき推計した。

表 4-1 仮置場必要面積の推計方法

区分	推計方法
	面積 = 集積量 ¹ ÷見かけ比重 ² ÷積み上げ高さ ³ ×(1+作業スペース割合 ⁴)
仮置場 必要面積	1:集積量:災害廃棄物の発生量と同値 2:見かけ比重:可燃物 ⁵ 0.4(t/m³)、不燃物 ⁶ 1.1(t/m³) 3:積み上げ高さ:5m(基本は 5m以下が望ましい) 4:作業スペース割合:100% 5:可燃物:災害廃棄物の種類のうち「柱角材」「可燃物」 6:不燃物:災害廃棄物の種類のうち「不燃物」「コンクリートがら」「金属〈ず」「その他」

注: 仮置場の必要面積は、廃棄物容量と積み上げ高さから算定される面積に車両の走行スペース、分別等の作業スペースを加算する必要がある。阪神・淡路大震災の実績では、廃棄物置場とほぼ同等か、それ以上の面積がこれらのスペースとして使用された。そこで、仮置場の必要面積は廃棄物容量から算定される面積に、同等の作業スペースを加える。

出典:「災害廃棄物対策指針(改定版)」(環境省、平成30年3月)【技18-2】p.1 をもとに作成

推計方法

対象とした災害の被害想定調査に基づく災害廃棄物発生量から推計した仮置場の必要面積を表4-2に示す。荒川氾濫による外水氾濫のケースで最大となり、必要面積は13.97haとなる。

表 4-2 仮置場必要面積の推計結果

対象災害	災害廃棄物	災害廃棄物の発生量 仮置場必要面積		必要面積
刈家火 古	(t)	(m³)	(m ²)	(ha)
東京湾北部地震	191,150	221,874	88,750	8.88
関東平野北西縁断層帯地震	12,534	14,183	5,670	0.57
荒川氾濫による外水氾濫	345,230	349,198	139,680	13.97

資料 5 用語集

行	用語	説明
		被災現場での道路啓開、散乱廃棄物の撤去、損壊家屋の解体及び住
あ)	居の片付け等で発生した災害廃棄物を一時的に保管する場所のこ
あ 行	一次仮置場	と。東日本大震災では、この場所で、角材や柱材、コンクリート塊、
		鋼材等の比較的大きなサイズの廃棄物や家電類、処理困難物、危険
		物・有害物及び想い出の品等の選別を行った事例(処理区)もある。
		混合物のうち、可燃物(木質廃材、廃プラスチック、紙類、繊維等)
	 可燃系混合物	が比較的多く含まれるもの。
		対率的に処理を行うためできるだけ混合状態にしない方が良い。
		可燃物の腐敗・発酵が進むと内部の温度が上昇し火災発生のおそれがある。
		分別又は選別された廃棄物のうち、主に焼却処理されるもの。焼却施
	可燃物	設等で処理できる品質を有する必要がある。
		受入先の条件により破砕処理が必要。
		災害廃棄物の一時的に集積する場所や選別・破砕等の中間処理を行
	仮置場	う場所のこと。仮置場の機能によって、集積場、一次仮置場及びニ
		次仮置場と分ける場合がある。
		分別又は選別された廃棄物のうち、再生資源化できる廃木材のこと。
		パルプ原料やボイラー燃料等の用途があり、再生資源化できる品質を
か	 木くず	有する必要がある。なお、東日本大震災では、可燃物として焼却した
か 行	/	処理区もある。産業廃棄物としての木くずの定義とは異なる。木くず
		(柱材・角材含む)とも記す。
		受入先の条件により破砕処理が必要。
		分別又は選別された廃棄物のうち、再生資源化できる金属のこと。
	金属くず	鉄くずと非鉄金属くずに区分される。主にリサイクル業者に引き取
		られ、金属製品として再生資源化できる品質を有する必要がある。
	広域処理	被災した県域以外の場所で、災害廃棄物を廃棄物処理施設で受入れ、
		処理、処分すること。
		分別又は選別された廃棄物のうち、再生資源化できるコンクリート破
	コンクリートが	片やコンクリート塊のこと。再生砕石等の用途があり、再生資源化で
	5	きる品質を有する必要がある。
		受入先の条件により破砕処理が必要。
L	<u> </u>	

行	用語	説明
	災害廃棄物	自然災害により生じた損壊家屋や家財道具等の一般廃棄物。
	災害廃棄物処理	平時において地方公共団体が廃棄物処理法及び災害対策基本法に基
	炎舌廃棄物処理 計画	づき策定する計画であり、災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理す
さ行		るために必要な事項を整理したもの。
行		発生した災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するため、発災後に
	災害廃棄物処理	おいて地方公共団体が策定する計画。災害廃棄物の発生量、処理体制、
	実行計画	処理方法、処理フロー、処理スケジュールなどを整理したもので、地
		方公共団体は災害の規模に応じて具体的な内容を示す。
		処理施設(移動式又は固定式)を設置して災害廃棄物の中間処理(高
な 行	二次仮置場	度な破砕、選別、焼却等)を行うほか、被災現場や一次仮置場から運
行		搬された廃棄物や、選別後の廃棄物を一時的に保管する機能を併せ持
		つ場所のこと。
	不燃系混合物	混合物のうち、不燃物(がれき類、ガラス、陶磁器、煉瓦、瓦等)が
	1、燃水化口物	比較的多く含まれるもの。
		分別又は選別された廃棄物のうち、主に埋立処分又はセメント原料と
l	不燃物	して活用されるもの。埋立処分は、不燃物の性状に応じて、管理型処
は 行		分場又は安定型処分場で行われる。セメント原料化に際しては、製品
		となるセメントの品質確保のため、受入条件(塩素濃度、寸法等)を
		十分に確認し、条件を満たすための設備を検討する必要がある。
	分別	災害廃棄物となり得るものを、仮置場に搬入される前に、発生源等に
	נימ ני	おいて種類ごとに分けること。